

平成 29 年 山武市教育委員会第 2 回臨時会 会議録

日 時 平成 29 年 3 月 6 日 (月) 午前 9 時 00 分
場 所 山武市教育委員会庁舎会議室
招 集 者 山武市教育委員会 教育長 嘉瀬 尚男
議 題 議決事項

議案第 1 号 市議会定例会提出議案 (平成 29 年度山武市一般会計
予算) に同意することについて

議案第 2 号 平成 29 年度山武市奨学資金 (第 1 期) 貸付けの決定
について

協議事項

協議第 1 号 山武市教育委員会組織規則の一部改正について

協議第 2 号 山武市教育委員会処務規程の一部改正について

協議第 3 号 山武市教育委員会公印規程の一部改正について

協議第 4 号 山武市小中学校統合準備委員会設置要綱 (案) につ
いて

出席委員 教育長 嘉瀬 尚男
教育長職務代理者 小野崎 一男
委員 五木田 孝義
委員 高柳 善江
委員 今関 百合
委員 清水 新次

欠席委員 なし

出席した職員の職及び氏名

教育部長 小川 雅弘
教育総務課長 伊藤 かほる
学校教育課長 井上 博文
学校教育課指導室長 織本 富生
生涯学習課長 越川 正
スポーツ振興課長 所田 吉泰

学校給食センター所長 松崎 和
さんぶの森公園管理事務所長 小堀 英一

事務局
教育総務課総務企画係主査補 鈴木 慎太郎

◎開 会 午前9時00分

教育長 それでは、おはようございます。ただいまから、平成29年教育委員会第2回の臨時会を開会いたします。
次第に沿って進めてまいります。

◎日程第1 会議録署名人の指名

教育長 日程の第1、会議録署名人の指名を行います。今回は今関委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

今関委員 はい。

教育長 それでは、早速議事に入ります。

本日の議題ですが、議案の第1号「市議会定例会提出議案（平成29年度山武市一般会計予算）に同意することについて」は、今後議会にかかわる案件でございますため、また、議案の第2号「平成29年度山武市奨学資金（第1期）貸付けの決定について」は氏名等の内容が含まれており、公開することにより個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため、公開に適さない事項であるということから、教育委員会会議規則第12条の規定により秘密会としたいのですが、いかがでしょうか。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

教育長 挙手全員。よって、議案第1号、議案第2号は秘密会といたします。

◎日程第2 議決事項

○議題第1号（秘密会につき概要と結果のみ記載）

教育長 日程の第2、議決事項。
ここから秘密会といたします。

議案第1号「市議会定例会提出議案（平成29年度山武市一般会計予算）に同意することについて」、それでは、事務局からの説明をお願いいたします。

部長、お願いします。

教育部長 資料に基づき、市議会定例会提出議案（平成29年度山武市一

般会計予算)に同意することについて説明。

※審議結果 原案のとおり同意。

○議案第2号(秘密会につき概要と結果のみ記載)

教育長 続きます。議案第2号「平成29年度山武市奨学資金(第1期)貸付けの決定について」、今回の審査の対象者は、第1期として2名の方が申請されております。事務局からの説明後、貸し付けの可否についての審査を行いたいと思います。

申請内容によっては、各委員の意見が分れることも考えられます。その場合については多数決で決定をすることといたします。

このことについてはご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、事務局からの説明をお願いいたします。

教育総務課長 資料に基づき、平成29年度山武市奨学資金(第1期)貸付けの決定について(2名分)説明。

※審査結果 平成29年度山武市奨学資金(第1期)貸付けの決定について(2名分)は原案のとおり決定。

◎日程第3 協議事項

○協議第1号

教育長 それでは、日程第3、協議事項にまいります。協議第1号「山武市教育委員会組織規則の一部改正について」、事務局からの説明をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、資料の7ページをご覧ください。提案理由は一番下でございます。学校再編推進室の新設及び事務分掌の見直しに伴い、所要の改正を行うものです。

具体的には、11ページに山武市教育委員会組織規則の新旧対照表を掲載させていただきました。右側が現行、左側が改正案となっております。

まず、学校再編推進室を新たに設置するというので、その表の中の教育総務課、学校教育課の下に学校再編推進室を設置することといたしました。それに伴いまして、関係する部分として第

10 条、課及び室、このような所要の改正を行うものです。また 13 条から 16 条、そして 25 条につきましても、同様の、室を置くことよっての改正を行います。

12 ページをご覧ください。第 11 条、教育機関。現行では第 2 項に社会教育施設として歴史民俗資料館がございますが、生涯学習課の所管となっておりました。その歴史民俗資料館が、改正案のほうでは第 11 条第 1 項で独立した歴史民俗資料館として設置するものとしたしました。大きな改正点は 1 点です。

19 ページをご覧ください。改正案で、学校再編推進室の事務分掌を新たに設けますので、学校の統廃合並びに設置及び廃止の計画に関する事、室の庶務に関する事として、教育総務課から独立をいたしました。続いて、その右側のほうです。生涯学習課の 8、9、10 にアンダーラインがあります。この 3 つの部分については、20 ページ、歴史民俗資料館の改正案の 8、9、10 に追加させていただいております。

大きな改正点は以上です。よろしく願いいたします。

教育長

ありがとうございます。

今、説明をいただきましたが、内容のことについてご理解いただけましたでしょうか。新しく学校再編推進室を設けることになりましたので、それに伴う改正、それから歴史民俗資料館に文化財関係をまとめてやっていただくことになるということで、歴史民俗資料館の部分が改正になっております。

よろしいでしょうか。ご意見等ございませんか。

清水委員

学校再編推進室というのは室長補佐を置かないんですね。

教育長

はい、部長。

教育部長

組織体制では、大体 4 名程度を想定しています。ですので、室長だけ。あと教職員に 1 名入ってもらって、残り 2 名が事務方という形になります。

清水委員

あと、歴史民俗資料館ですが、ここに芸術、文化の振興に関する事、文化財の調査等、文化財審議会、そういったものを移すとなっていますけれども、これは出先機関ですよ。

教育総務課長 はい。

清水委員 今言った3つは、市全般にわたる、例えば、文化会館とかは、こういうところで文化振興に関することというのは、文化会館に関連する、今まではそういうところも生涯学習課でやっておられたのではないかと思いますけど。そういうものも移ってしまうんですか。

生涯学習課長 今のお話の、芸術、文化の振興に関する事、これは非常に大きなテーマになっているんですが、実際には郷土芸能、こちらの業務は生涯学習課で扱っております。その他のことに関しましては社会教育施設、それぞれの文化会館や公民館で実施しておりますので、そちらに移すということです。

清水委員 ですから、今度、生涯学習課の関係では、それが全部落ちましたよね。来年からはやらないということですよ、その関係を。

生涯学習課長 はい。

清水委員 それを全部、歴史民俗資料館でやるということですね。

生涯学習課長 はい。

清水委員 でも、この部分は本庁でトータル的にやっていたほうがいいんじゃないかと感じます。出先機関が行うことが適当なのかなという感じがするんですけどね。芸術、文化の振興に関する事という、すごく広いですよ。おそらく文化会館とか、トータル幾つか、2つぐらいあるんですか、そういう関連を今までは生涯学習課でやっておられたんだろうと思います。

具体的な事業は、この中に含んでいるんでしょうけども、その他に何か芸術、文化の振興に関する事という大変広い意味であり、いろんな事業があったときにこの中に入ってくれば、それは生涯学習課の仕事ですよというふうになっていたのが、今度はこの関係で、何か大きいことは全部歴史民俗資料館ですよという、出先機関でやることになるようですよ、それが適切なのかどうかですね。

教育長 いかがでしょう、今ご指摘をいただいている点については。

五木田委員 これはスタッフが增えるわけでしょう、歴史民俗資料館の。

生涯学習課長 生涯学習課で文化財等を担当している職員が向こうに行くことになります。

清水委員 ただ、イメージとしては、おそらく具体的な事業をイメージして歴史民俗資料館に移すという、そのイメージでいらっしゃるんじゃないですか。でも、ここに書いてあることは芸術、文化の振興に関して、非常に抽象的で幅広いですよ。これがそっくりそのまま移るということになると、ちょっとそういうものを出先のほうに移しちゃっていいのかなという感じがするんですよ。

教育長 そうですね。

清水委員 これは、普通本庁に置いておいて、トータル的なものは、一応やるというのが普通のスタイルなのかという感じがするんですけどね。具体的な事業をおろしていくのは構わないですよ。だけど、今の格好だと、トータル的なものも含めて全部歴史民俗資料館に変わることになるので、その辺はいかがなものかと思う。

教育長 そうですね。どうでしょう、ほかの委員の皆さん。芸術、文化というと、確かに非常に幅広く入ってきますので、今、生涯学習課長からは、郷土芸能ということで話がありましたけれども、それ以外の部分についてもこれだと入るということになりますよね。

清水委員 今までは、芸術、文化関係、トータル的に全部生涯学習課がなされていて、それで文化会館とか、いろんな、何かあったときには、文化構想とか、そういうものを仮につくる計画になるとすれば、それは生涯学習課のほうでおやりになっていたんじゃないかと思うんです。

教育長 これだと、芸文協なんかも。

生涯学習課長 芸文協は昨日もそうでしたけど、成東中央公民館が所掌事務を持っております。

教育長 中央公民館。

生涯学習課長 はい。芸文協からの芸術、文化の関係は、成東中央公民館が所掌事務で持っております。

教育長 そうすると、それぞれによってみんな、今分かれているわけですね。

生涯学習課長 はい。社会教育施設のほうで持たれておりますので。

教育長 文化会館で持っている部分と。

生涯学習課長 テーマを決めると、おっしゃっていることはよくわかります。ただ、実際、中身で見ますと、先ほど申し上げましたけど、郷土芸能が1つこの中で当たっている事業、事務事業としてはですね。ただ、そういったことで、大きなものの捉え方の中でですね。

清水委員 だから、一応トータル的には、芸術、文化にかかわることは残しておいて、具体的な事業を移すということであるとすればわかるんですね。大きなものを移してしまうと、1つは、出先機関にそういう大きなものを移す例が他にあるのかということと、それから、他にいろいろ何かあったときに問題があるのではないかという気がします。

教育長 はい。今、清水委員からご意見いただいていますけれども、それについて、ほかの委員の皆さん、ご意見ございますか。どうでしょう。

高柳委員 1ついいですか。

教育長 はい、高柳委員。

高柳委員 今までこれに関する担当をしていた人が、その仕事ごと持ってあの場所に行くのですか。

生涯学習課長 お見込みどおりです。

高柳委員 そうすると、歴史民俗資料館のほうがいろいろやりやすい。

生涯学習課長 はい。たまたまこういう大きなテーマのものも入ってしまっていたというのが事実でございます。

高柳委員 具体的には、そんな形のところをどういうふうに持っていったらいいかということですよ。

清水委員 さっきも言ったように、持っていく具体的な事業の名前を出して、そこでこうやって持っていくというのならわかるんですよ。だけど、本来生涯学習課でやるべきことも含めて向こうへ行ってしまうなど。そうすると、そういう例というのは、ほかの市でもあまりないんじゃないかなど。一応トータル的な部分というのは生涯学習課が持っていて、個別事業については、それぞれの別館で持って行ってやるということはあるんだろうと思いますけれどもね。芸術、文化ってものすごく広いので。

教育長 歴史民俗資料館に行く1つの案のもとになっているのが、文化財関係が、今年で定年退職する職員がメインでやっているというのがあって、この業務の継続性を考えると、今、歴史民俗資料館にはそういう詳しい職員がいるので、その分をそちらでやっていただくという形があります。たまたまここでそういう文化財を担当していた人が、他の文化事業も兼ねてやっていたということですよ。

生涯学習課長 そうですね、はい。

教育長 そういうことになるので、今まで1人のベテランというか、長年やってきた職員にそういう部分が集中していたというのが、そのままこの形にあらわれていると思うんですけども、その辺の分掌を含めて、もう一度。

生涯学習課長 そうしますと、新たな方に、明確に郷土芸能振興に関することとかを歴史民俗資料館に移す。そして、清水委員の指摘のとおり、芸術、文化の振興に関することは生涯学習課に残すと。この中で、言いかえますと、郷土芸能だけは移させていただくような格好で

よろしいですかね。

教育長 委員の皆さん、どうでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、今のご意見で異議がないようですので、そういう形で、もう一度ここは再検討いたします。

小野崎委員 私、違うことで。この上の推進室の件です。これ、改正案のところは、結果的に計画に関することじゃないですか。計画じゃなくて、どっちかというとなら計画実施というか、実施に関することになるのかなと思うんです。ある程度、実施計画のところは、計画じゃなくて、もう実際に実施するほうに力を注ぐ、方針が出ていて、実施計画案までできていて、あとは具体的にどうするかというところが推進室の事業と私は思うんですが。

教育長 要するに、今出している基本計画についてのことすべてということで、多分こういう文面になっています。

清水委員 その計画もまだ修正の余地はあるんでしょう。

教育長 はい。今の計画に関することなので、もちろん決まっている、豊岡とか松尾には、実施について準備委員会の検討をやっていますよね。成東とか蓮沼のまだ決まっていない部分については、その計画についてもまだ進めていかなきゃいけないんですよ。

小野崎委員 やりますよね。計画実施とか何か。

教育長 だから、これは計画をすることというよりも、今ある基本計画に関することをやっていきますよという捉え方なんですけれども、今ご指摘あったように、この表現で誤解を受ける部分があれば、ちょっと表現を変えたほうがいいのかなど。

小野崎委員 私は、実際の具体的な実施作業に入るための推進室かなと思っ
ているので、何かその言葉が入ったほうがよろしいのかというふうには受けました。
以上です。

教育長 はい。というご意見です。計画の部分と両方あるのでね。
これ、「計画」をとり、「廃止に関する事」ではどうか。

小野崎委員 そのほうがいいのかもしいない。

教育長 そうすれば、計画も全てひっくるめて。

小野崎委員 そうですね。

教育長 学校の統廃合並びに設置及び廃止に関する事。

小野崎委員 それでもいいですよ。

教育長 それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 であれば、そこはそういう形の修正をさせていただきたいと思
います。

他にはよろしいですか。

では、今の歴史民俗資料館の部分についての修正については、
どのような形になりますか。

教育総務課長 3月23日の定例会のときに議案としてかけさせていただきた
いと思います。

教育長 わかりました。では、今の再検討部分については、定例会のと
ころでもう一度皆様にご確認をするという形で進めさせていただ
きます。

協議第1号「山武市教育委員会組織規則の一部改正について」
は、以上でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○協議第2号

教育長 続きまして、協議第2号「山武市教育委員会処務規程の一部改
正について」、事務局からの説明をお願いいたします。

教育総務課長

それでは、21 ページをご覧ください。一番下にあります提案理由といたしましては、学校再編推進室の新設及び事務専決事項の見直しに伴いまして、所要の改正をするものでございます。

新旧対照表の 25 ページと 26 ページをご覧ください。25 ページ左側に改正案として、学校再編推進室に関する事項として、学校再編に関わる広報広聴及び連絡調整に関することとして、専決権限として、これ、課長と書いてありますね、室長が行うものとなります。これは新設でございます。

そして、生涯学習課に関するところの中で、26 ページの歴史民俗資料館、真ん中あたりに太枠になっております歴史民俗資料館の部分です。こちらを改正させていただきます。

4 番目、芸術、文化振興に関すること、こちらの書きようも少し修正をすることになると思います。次回の定例会のときに直したものでお諮りをさせていただきたいと思います。

それと、あと 1 点です。24 ページのところです。右側の現行では、部長の専決区分として、行政職 7 級職と限定がしてございました。改正案では、事務局の課長及び室長、室長というのは今度新しくできる学校再編推進室の室長、7 級職を予定していますので、室長並びに教育機関の長ということで、現在の松尾公民館、成東中央公民館の館長等を予定しております。そこを明確にいたしました。

以上の改正です。よろしく申し上げます。

教育長

ありがとうございます。ただいま説明いただきました歴史民俗資料館に関する部分については、先ほどの議論と同様に、一部修正をして、またお諮りしますが、それ以外のところについてはいかがでしょうか。よろしいですか。

教育部長

今回の改正なんですが、課長職はいわゆる 7 級職です。室長も 7 級職。あえて 6 級職を入れた経緯なんですが、今後、市としては、なるべく若い係長クラスに経験を積ませる必要があると考えています。そのために、出先の長等を経験させて成長させたいと。したがって、今後、出先については 6 級職でその長をやってもらうような形が増えていくことが想定されますので、このような形で改正させていただきます。

教育長 今、部長から補足がありました。そのようなことですので、このほうがわかりやすくなったかなという感じはするんですけど。

(「異議なし」の声あり)

教育長 では、他にご意見なければ、本案件は一部修正はございますが、原案のとおり了承したいと思います。

○協議第3号

教育長 続きまして、協議第3号「山武市教育委員会公印規程の一部改正について」、事務局からの説明をお願いいたします。

教育総務課長 28 ページをご覧ください。山武市公印規程の一部を改正する訓令が平成 29 年 4 月 1 日に施行され、公印使用整理簿の様式を改正する予定でございます。これは市長部局です。市の公印規程と同様に、山武市教育委員会公印規程の一部を改正し、公印使用簿の様式を改めるものでございます。

具体的には 30 ページをご覧ください。教育委員会の公印を使用するときには、このような公印整理使用簿に記載して決裁を受けることとなっております。現行では、番号、文書名を書きます。差出人名または宛名を書いて、文書を特定して決裁をいただくようとなっております。

今回、左側の改正案につきましては、これは市長部局と同じ使用簿とするわけですが、件名等を書かないで文書番号等で特定をして決裁をいただくような形になります。これは市長部局と同様の改正をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

教育長 ありがとうございます。ただいま説明いただいた件について、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

これは、市の改正に合わせて教育委員会も同様にするというところでございます。よろしいでしょうか。

五木田委員 はい、異議ありません。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、本案件については原案のとおり了承いたします。

○協議第4号

教育長

続いて、協議第4号「山武市小中学校統合準備委員会設置要綱(案)について」、事務局からの説明をお願いいたします。

教育総務課長

31 ページです。学校の統合にあたり新校を円滑に開校するため、諸課題の細部について協議、検討を行う組織として、統合準備委員会を設置するための要綱を定めるものでございます。よろしく申し上げます。

資料は 32 ページからになります。統合準備委員会の設置要綱(案)です。

第1条には、設置といたしまして、統合する学校の組み合わせごとに統合準備委員会を設置するものといたします。

第2条で所掌事項。委員会は、次に掲げる事項を調査及び検討するとして、統合する学校の統合準備に関する事、その他統合に関し必要な事項に関する事。

3つ目の組織については、委員は、教育委員会が委嘱するものとします。統合する学校の保護者を代表する者、統合する学校の職員を代表する者、統合する学校の地区の区長会を代表する者、その他教育委員会が適当と認める者でございます。

第4条には、委員の任期といたしまして、委員の任期は、委員会の設置から学校統合に関する事務が終了するまでの期間となっております。

3条の中で、例えばPTAの方が保護者の代表として出た場合、または区長会の代表の方とか、途中でそれぞれの任期が終わり退任する場合があるかと思いますが、その場合には第3条第4号、こちらで、その他教育委員会が適当と認める者として委嘱し、学校統合に関する事務が終了する、統合するまでの期間、お願いしたいと思います。

第5条では、委員会には委員長及び副委員長を置くものといたします。

第6条で専門部会。委員会は、第2条に規定する所掌事項の推進のため、専門部会を設置することができるとなっております。

続いて、次の 33 ページの第7条、会議です。委員会の会議は、全体会議及び代表者会議とし、必要に応じて委員長が招集し、その議長となるということで、34 ページに図式、体系図を載せてございます。

統合準備委員会の中に、全体会議と代表者会議を置きます。そ

の下に専門部会を置くという形になっております。また、専門部会の中には、必要に応じて作業部会を置くことができるとしております。

第7条第2項で、会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。また、第3項では、会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

そして、第8条では、それぞれ決まったことを教育委員会へ報告するものとする。

また、第9条では、委員会の庶務は、学校再編推進室において処理すると案を作成いたしました。

よろしく願いいたします。

教育長

ありがとうございます。こっちの図は特にいいですか。

教育総務課長

それでは、34 ページ、体系図です。ただいまの要綱の中のもの体系に落としてみました。全体で統合準備委員会があります。その下に全体会議があり、統合準備委員会の委員全ての方がこの全体会議に出席することになります。そして、先ほどの組織の中の代表する方、保護者、学校、区長会、その他の代表として、代表の方々がこの代表者会議に出席になります。それぞれの詳細については、専門部会、こういう例がありますけれども、例えば総務部会や学校運営部会、PTA・通学部会、施設整備・伝統継承部会のような部会がございます。これについては弾力的ということで、学校によって2つの部会だったり、3つの部会だったり、4つの部会を設けることになるかとは思いますが、この部会の中でそれぞれの検討項目、学校の詳細について、校章だったり体操服だったり、いろいろなことがあると思いますが、その中で検討していただきます。

その検討結果を代表者会議に上げていただき、代表者会議で決定できるものは決定し、それは統合準備委員会総意として教育委員会に報告していただくという形になります。それぞれ決まったことや検討結果については、市民に公表し、または市民から意見をいただくこととなっております。

一番下にあります、教育委員会は、統合準備委員会の回答を尊重するものとする。また、会議の議事は、出席委員の過半数で決して、同数の場合は委員長の決するところによるということで体

系図に落としたものです。

これについても何かございましたら、よろしく願いいたします。

教育長

以上、説明が終わりました。委員の皆さん、いかがでしょう。ご意見等ございますでしょうか。

地区別協議会の中で、PTAの方等が変更してしまうということから、保護者という表現に変えた、PTAも含めてなので、代表する者ということになります。おそらくここにはPTA会長とかは出てもらうことになると思います。

清水委員

さっき、区長はかわることはあるけれども、かわった方は、第4号のその他教育委員会が適当と認める者の中でなってもらっていると言っていましたけれども、新しい区長はどうなるんですか。

教育総務課長

新しい区長も委員としてお願いします。

清水委員

入るということですね。そうすると、人数はかなり増えますね。

教育総務課長

そうですね。

教育長

2年間なので。

清水委員

ですよ。任期は2年ですか。

教育総務課長

任期は終わるまで。

清水委員

終わるまでずっとですよ。

教育総務課長

はい。

清水委員

そうか。かなりの人数になってしまうんじゃないですか。ある程度選別しないと。

教育長

とりあえず統合までの間ということですので、それでそれぞれの学校ごとにやります。ですから、今回の場合は、松尾、豊岡の場合は2年間、統合まで2年なので。だから、増えることにはな

りますが、それ以上には増えていくことはないと思います。

教育総務課長 区長さんは2名です。

教育長 2名ですね。区長で2名、おそらくPTA会長が最高学年だったとすると、そこでかわって1名、ないし副会長も含めて2名程度。だから、五、六名はそこで増えてくる可能性はございます。

山武中と山武南中についても同様な考え方です。ただ、山武中と山武南中の場合は、対象となる小学校が多く、4校あります。それぞれのPTA会長が残ってもらうということになると、4名、そこでまた増えてくるということになります。区長は4名ということにはなってくるとは思います。選んでいくときに継続性のある方という依頼をかけていきますので、全部が全部重なるかというところ、そうはならないところもあるかと思っております。いずれにしても、統合までの間にメンバーが入れかわって継続性が絶たれてしまうのを危惧しているところがございます。

小野崎委員 そこで気づいたのは、校長先生どうしようかなと思ったの。

教育長 校長先生は、この件の異動に関しては残ってくれとは言えない。

小野崎委員 これは仕方ないかなと思うんです。新しい学校の組編成もあるでしょうから、クラス編成とか何かは、新しい校長先生がやるしかないと思いますので、そこは仕方ないかなと思うんです。

学校教育課長 校長、教頭おられますので、よっぽどのことでない限り、2人が同時に異動ということはないと思います。もしあったとしても、そこはうまく引き継ぎながらという形で。

小野崎委員 それしかないよね。

教育長 学校職員の代表という形で。

小野崎委員 そうですね。

教育総務課長 ありがとうございます。ただいまの統合する学校の職員を代表する先生については、引き続き統合するまでというわけにはいか

ないと思いますので、第4条に、ただしという書き方でつけ加えていくことも考えなくてはいけないかなと思いました。ちょっとここは検討させていただきたいと思います。

教育長 今日協議の案件ですので、いろいろな意見を出していただいてやっていきたいと思いますが、ほか、何か気づいた点ございますでしょうか。

小野崎委員 もう一つだけ。きのう、松尾で話したときに、要は、準備委員会で話されたことを教育委員会としては広報しますよね。広報って、広めて、こういう話に今なっていますよというのを出して、それでまた意見をもらうというのがあるので、広報というところが、報告を受けるんじゃないなくて、その後のことをどこか記載しておいたほうがいいのかというのは、最後の何条でしたか。

教育総務課長 はい。

小野崎委員 これは、準備委員会としての話で、教育委員会としてやるとしたほうが良いと思うんですが、準備委員会としては多分作業的にはできないので、教育委員会の、室がやるんじゃないかなと私は思うんですけど、そここのところをどこかに入れておいたほうが良いかなと思うんですけど、どこに入れたらいいかわからないんですけど。

教育総務課長 ここの部分。

小野崎委員 そうですね。それで、また意見があって変わるかもしれないけれども。第8条に報告をするというふうにありますよね。その後で、広報のことが、市民に告知をするとか、ずっと意見を求められても困りますが。

教育長 全体、この準備委員会で決まったことを市民に知らせる、広報を出します。それについて意見をもらって修正するということは、もうその段階ではない。

小野崎委員 ないよね。

教育長

ありません。それやっちゃうと、いつまでたっても決められないので。市民の意見を聞くというのは、おそらく、この図でいうと、専門部会、作業部会、ここで検討するときにもらわないとできてこないんですよね。これというのは、結局のところ、保護者の代表とか区長会、地域の代表とかも入りますので、当然そこには市民、地域の方の意見、学校での意見等を踏まえて、ここでの専門部会での会議が開かれるというふうに想定はしています。

今関委員

山武の説明会をしたときも、保護者の方から、今どこまで何が決まっているのかを広報してほしいという意見もやっぱりありましたよね。だから、何を決めているかというのを知らせたほうがいいんですかね。今、ここを決める段階にあるというのを知らないと、結局決まっちゃったのというふうに、何かそんな感じでしたよね、この間のあの発言。決まった後で言えないんだったら、今ここを決めている段階ですというのを、もしかしたら、ホームページか何かに載せてあげると、そういうことになっているのかというのがわかりやすい。決まっちゃってからじゃなくて、決まる前に、今この段階の話し合いをしていますよというのが知りたいのかもしれないなと思いました。

高柳委員

1ついいですか。集まった人たちが各組織の代表ですので、話し合い後、組織内で情報を流したり、意見を聞ける時間を設けて組織に周知してから最終的に話し合うように出来るといいのですが。どうなんでしょうか。代表であっても個人の意見になっていることが、あり方検討委員会を聞いていても多かったです。今何をしているか説明できる機会を各組織が作れるとよいのですが。

教育総務課長

それでは、検討結果の公表という部分と、あと、今どんな段階であるということの公表について、この要綱の中で、第8条で教育委員会への報告というふうになっておりますが、その見出しも変えた中で、ここにあらわしたほうがいいのかということでご意見をいただければと思います。

教育長

報告はすることにはなっているんですけど、それをこの会議の運用の中で、それぞれの部会、代表者会議にお任せするか、あるいは要綱の中ではっきりと示していくか。具体的にどこまで示していくかということだと思っておりますけど。ご指摘いただいたよ

うに、みんな対象になっている保護者は非常に気にしています。

今関委員 何かそんな感じでした。

教育長 スクールバスにしても制服にしても体操着にしても、そこはやっぱり、もちろんご意見、言いたい人もたくさんいるはずなので。

教育部長 きのう、もちろん意見集約の話は出ていました。その後、決まったことを、それこそ自分の地元なり、自分の組織なりに戻って、そういうことももっと伝えたほうが、より機能的に回るんじゃないかという発言の趣旨だったのかなと聞いていたんですけど。実際、あり方検討会もやってきたんですが、その中には区長とか、いろんな団体から出てこられたんですけども、そういう人たちはなかなか、現状として、その組織には伝え切れないところも1つの問題なのかなという感じがしています。

教育長 そこなんですよね。こういうふうに、形はつくっても、現実的にはなかなか。

教育部長 市は、それこそホームページもつくりますし、別の広報等でもやっていこうと思うんですけども、そのほかに、委員が自分のところで口づてに、こういうことをやっているみたいな話をもっと積極的にやってもらう仕組みづくりが必要なのかと昨日の意見で思ったんです。

教育長 例えば、区長だって、区長会をそんなにしょっちゅう開いているわけじゃないでしょう。そうすると、こんな会議を定期的に行ったとして、区長としては、それをきちんと伝えるには、改めてみんなに集まってもらうか、あるいは自分、部会の中とか、この資料を配付するとか、いろんなことをやっていかなきゃいけないわけですよね。そこまではなかなか現実的に、今まで全然できていないというのが、今指摘あったようなところですよ。それがやっぱり心配の種になっちゃう。

教育総務課長 心配なのはそうなんです。検討結果の公表だけではなくて、意見をいただくという部分では、今、この次、こういうことを決め

るんだということを部会の中でやっているんだ、やっていくんだということも公表していけば、意見をいただけるようにはなるのかなと思いますので、そこは十分大事なところかと思っております。

教育長 そういったことを、今言った第8条の教育委員会の報告とともに、ここに、要綱の中に明記していくかどうかということですが、その辺はいかがですか。

小野崎委員 推進室の事務分掌の中には、そんな感じだよね、入っているんだよね。

教育総務課長 そうです。広報とか、ここの部分にあります。

小野崎委員 入っていますよね。だから、書いておいてもいいかなと思うんです、はっきりと。

教育長 委員会の庶務は、学校再編推進室において処理する。この推進室の中の広報に、そういったものが含まれてくるのかしら。

教育総務課長 処理するの中に。

教育長 例えば、部会で今どんなことをやっているとホームページに載せていきますよね。

教育総務課長 はい。それは推進室でする予定です。

教育長 推進室ですよ。

教育総務課長 はい。

教育長 あれは、推進室の中で、そういう規定があれば、委員会の中でそういうふうにやると、結構委員の負担が大きくなっちゃったりして。

小野崎委員 全部はできないよね。

教育総務課長 推進室でやるもの、広報というのは。

教育長 各部会の各対象学校区ごと、さらには各部会のそういう状況をかなり細かくまとめて発信していかなきゃいけないとなると、推進室の仕事としては大変かもしれないけど、それがきっと大切な部分になってくると思うんですね。

教育部長 市町村合併と同じで、どこまで決まったかというの、それが仕事なので。

教育長 そう。それが大きな仕事。

今関委員 そうですよ。それをやっていかないとはいけませんよね。

教育長 そうすれば、推進室の中の仕事として、そういったのをもうちょっと具体的に書いておく。

今関委員 処理するだけじゃなくてということですね。

教育長 ここにも少し追記するかどうかということですが、今は準備委員会の要綱についてなので。

小野崎委員 よろしいですか。資料 22 ページの処務規程の中には、学校再編に関わる広報広聴及び連絡調整に関することということで、広報については触れているんですよ。だから、あとは、今、設置する要綱の中で、報告を受けたものをどういうふうに教育委員会として広報するか、広聴するかということが1項目入れてあげれば、それで。あとは、フォローはここで、推進室でやってくれるというふうに私は思っていますけどね。

清水委員 だから、1項目ですね。委員会における検討状況及び検討結果については、学校再編推進室において適宜公表することとするとか、何かそんな文言を入れておいて、あんまりびしっとやってしまうと、今度は大変なことになってしまうので、適宜公表すると。とにかくそういう公表する機会を設けますよということですね。

そういうふうに入れておけば、それに基づいてやっていけばいいんじゃないでしょうかね。おそらく文句を言う人は、いくら

やっても言うでしょうから。そういう、適切にやっていくような、そういう方向でいいんじゃないでしょうかね。

教育長

では、この要綱の中に公表する規定を1文追加するという形で。内容については、また事務局でまとめて、次回また出していただきたいと。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長

それでは、ほかになれば、山武市小中学校統合準備委員会設置要綱(案)については、原案のとおりといたします。

◎閉会 午前10時30分

上記のとおり会議のてん末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

教育長

委員

職氏名
